

お知らせ

当院は、下記の事項及び施設基準により運営されていることをお知らせします。

記

1. 付き添いについて

当院において、患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

2. 自立支援医療（精神通院）について

当院は、障害者総合支援法に基づき、精神通院での医療費を1割で算定しています。

3. 指定病院（措置入院）について

当院は、精神保健福祉法第19条の8に基づき、指定病院として18床を設けています。

4. 精神病棟15：1入院料について

当院の第3病棟は、精神病棟15：1入院料を算定しています。1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方18時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方17時15分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、27人以内です。

5. 看護補助加算について

当院の第3病棟は、看護補助加算1(30：1)を算定しています。1日に6人以上の看護補助者が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝9時～夕方18時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は、11人以内です。
- ・夕方17時15分～朝9時15分まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は、55人以内です。

6. 療養環境加算について

当院の第3病棟は、療養環境加算を算定しています。

なお、病室の総面積は501.3㎡で、1床当たり病床面積は8.95㎡です。

7. 精神科応急入院施設管理加算について

当院の第3病棟は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項に規定する応急入院患者及び同法第34条第1項から第3項までの規定により移送された患者様について入院初日に限り精神科応急入院施設管理加算を算定しています。

8. 精神療養病棟入院料について

当院の第1病棟および第2病棟は、精神療養病棟入院料を算定しています。

各病棟とも1日に12人以上の看護要員（看護職員および看護補助者）を配置しています。

病棟	時間帯	看護要員1人当たりの受持ち数
第1病棟	9：00～18：00	6人以内
	17：15～翌9：15	30人以内
第2病棟	9：00～18：00	6人以内
	17：15～翌9：15	30人以内

また、GAF(心理的、社会的、職業的機能の全体的評定)尺度による判定が30以下の患者様について重症者加算1を算定しています。

9. 入院時食事療養等について

当院は入院時食事療養(1)を算定しています。食事の提供について入院時食事療養(1)により、管理栄養士が栄養管理をし、適時適温（夕食については18時以降）にて食事の提供を行っています。また、当院の第3病棟は、ディルームに食事の場、談話の場を設けており、食堂加算を算定しています。

10. 精神科作業療法について

当院は、精神疾患を有する方への社会生活機能の回復を目的に、患者様1人につき1日2時間を標準に精神科作業療法を算定しています。

11. 医療保護入院等診療料について

当院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項(措置入院)、第29条の2第1項(緊急措置入院)、第33条第1項若しくは第2項(医療保護入院)又は第33条の7第1項(応急入院)の規定による入院に係る患者様に対し、医療保護入院等診療料を算定しています。

12. 酸素の購入価格の届出について

当院は、診療報酬の請求における酸素の価格を算出するために届出を行っております。

13. 当院では、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注の5、入院ベースアップ評価料（26）

こころの連携指導料Ⅱを算定しています。

14. 当院では、医療の透明化と患者様への情報提供のため、領収証の発行時に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、診療項目、薬剤名、検査名等が記載されます。自己負担のない患者様についても希望される方には無料で発行しております。

令和8年8月1日 医療法人 湖山荘 福島松ヶ丘病院 院長